

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。

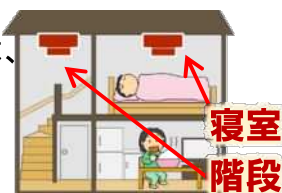
平成23年6月1日から令和8年6月1日で**15年**が経過します。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

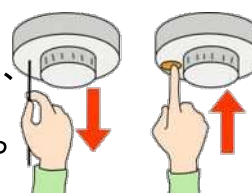
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

薩摩川内市消防局

消防本部／中央消防署
東部消防署
西部消防署
下甕分駐所

TEL (0996) 22-0119
TEL (0996) 44-3390
TEL (0996) 26-3524
TEL (09969) 5-1057

(お問い合わせは、最寄りの消防本部へ)

南部分署 TEL (0996) 22-1360
祁答院分署 TEL (0996) 21-8620
上甕分駐所 TEL (09969) 2-0377

【後援】

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency

